前回答申における「今後の課題」への対応

「諮問第54号の答申国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」(平成25年9月27日府統委第125号)における検討事項への対応

現状

平成10年及び平成22年国民生活基礎調査匿名データの提供について検討を行っているところ、平成19年匿名データを踏まえ、統計委員会の答申では、平成16年匿名データから引き続いて、「地域情報の付与及び再抽出の単位」、「所得票の内訳情報の提供」及び「匿名データの作成年次の拡大」の3点が課題として答申されている。

今般、データの作成にあたって対応をまとめた。

1 「地域情報の付与及び再抽出の単位」について

地域情報の付与を行うにあたっては、既存のA・Bデータとは重複しないCデータを 作成することが必要と検証されたが、特定の県において、提供に耐えうる十分な客体数 が確保できない等の問題点があり今回は見送った。

2 「所得票の内訳情報の提供」について

所得内訳の提供については、匿名データを基に検証した。その結果、所得の内訳ごと 1%のトップコーディングを適用した場合、内訳の和が所得総額と一致せず、マイナス となるケースが全体の1割程度出現した。

また、内訳のトップコーディングを行うことにより、実所得総額が半分程度にまで引き下げられるデータが発生し、データの有用性を損なうケースも見受けられた。

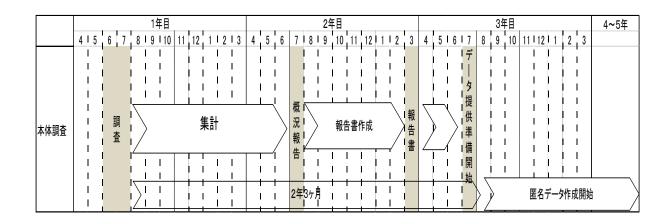
- 3 「匿名データの作成対象年次の拡大」について
 - (1) 本体調査の集計スケジュール

本体調査における実査からデータ提供準備開始までの期間は約2年3ヶ月となっており、その後、具体的な閾値の検討等を開始するのは、調査年から最低でも2年3ヶ月後となる。

- (2) 提供データの作成に要する期間
 - ・ 外部有識者を交えた検討会等に諮り、省内で一定の結論を得るまで約半年~1 年の期間を要する。
 - ・ 外部有識者並びに統計委員会の諮問・答申の手続期間を含めて約1年の期間を 要する。その後、上記での意見を反映させデータの作成、検証、提供データの候 補選定、省内手続きに約半年の期間要する。

以上の期間を合計すると、提供用までに約4~5年の期間が必要となる。

本体調査からデータ提供準備開始までのスケジュール



(3) 秘匿性の問題

本調査は集落悉皆抽出であり、調査項目も世帯や個人に関する詳細な内容となっており、本人認識リスクが大きい。そのため、直近のデータを提供する場合でも、3年経過後の提供では秘匿上の懸念があり、5年以上経過後の提供が望ましい。